

クオリティプラス

Quality Plus

生活障害保障型定期保険

- 1** 万一の保障に加え、**生活障害状態**などの**生存中のリスク**にそなえることができます。
- 2** **最短55歳満了～最長95歳満了**までニーズに応じた保険期間をお選びいただけます。

[ご契約例]

性別・年齢：男性・50歳 保険期間／保険料払込期間：95歳まで 保険金額：1億円 年払保険料：3,617,900円

※イメージ図



●保険金のお支払事由・金額

万一のときにお支払いする保険金およびお支払額は、下記のとおりとなります。

お支払事由	お支払いする保険金	お支払額
死亡されたとき	死亡保険金	保険金額
所定の高度障害状態となられたとき、 または所定の生活障害状態が180日以上継続し、終身回復の見込み がないと医師により診断確定されたとき	生活障害保険金	

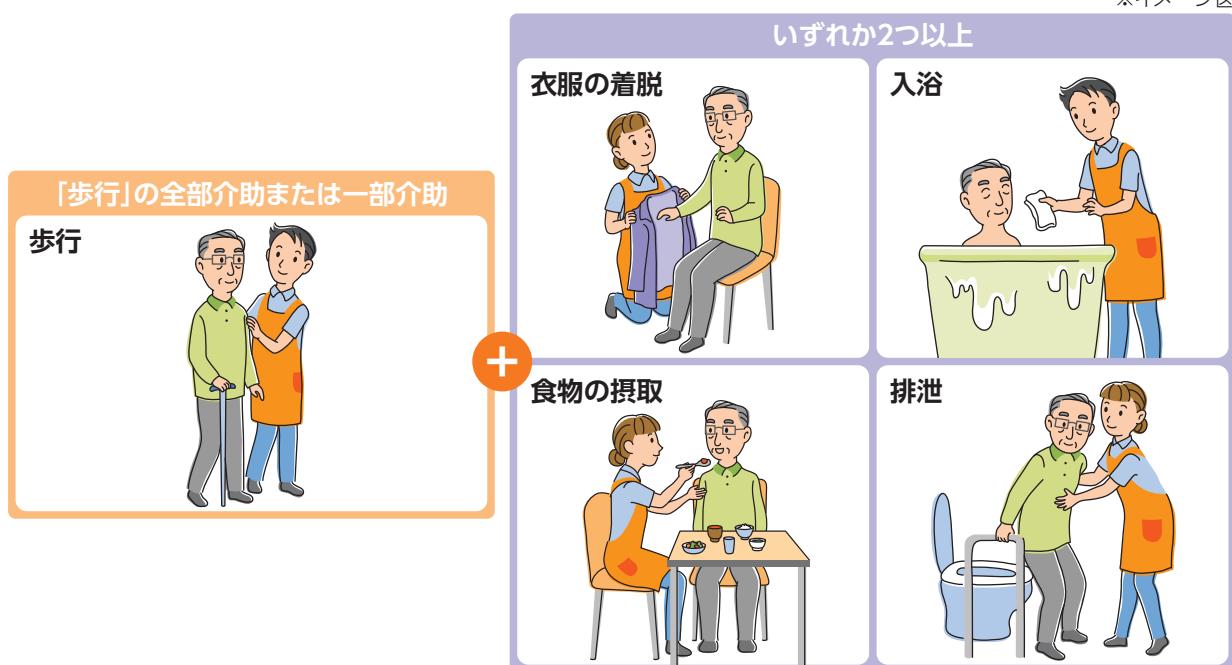
※保険金をお支払いしたときは、ご契約は消滅します。また、死亡保険金と生活障害保険金は重複してお支払いしません。

●生活障害保険金のお支払事由

生活障害保険金のお支払いの対象となる「生活障害状態」とは、以下の **1 要介助** または **2 認知症** のいずれかに該当したときをいいます。

**1
要介助** 「歩行」の全部介助または一部介助の状態にくわえ、「衣服の着脱」「入浴」「食物の摄取」「排泄」のいずれか2つ以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき

※イメージ図



**2
認知症**

器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき

※「生活障害保険金」の支払事由は、公的介護保険制度における要介護認定や身体障害者福祉法における身体障害者手帳の交付基準とは異なります。
「生活障害保険金」の支払事由について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

※法令や制度などは資料作成日現在のものです。将来的には内容が変更となる場合がありますのでご注意ください。

●契約者貸付

解約返戻金の一定の範囲内で契約者貸付をご利用いただけます。

※貸付金にはエヌエヌ生命所定の利息がかかります。

●ご契約例の推移(P1のご契約例の場合)

(単位:円)

経過年数	年齢	死亡・生活障害保険金	保険料累計額A	解約時受取金額B	解約返戻率B/A	損金保険料	資産計上額
1年	51歳	10,000万	3,617,900	880,000	24.32%	1,447,160	2,170,740
3年	53歳	10,000万	10,853,700	6,930,000	63.84%	1,447,160	6,512,220
5年	55歳	10,000万	18,089,500	12,920,000	71.42%	1,447,160	10,853,700
7年	57歳	10,000万	25,325,300	18,850,000	74.43%	1,447,160	15,195,180
10年	60歳	10,000万	36,179,000	27,620,000	76.34%	1,447,160	21,707,400
15年	65歳	10,000万	54,268,500	40,700,000	74.99%	1,447,160	32,561,100
20年	70歳	10,000万	72,358,000	52,650,000	72.76%	3,617,900	39,073,320
45年	95歳	10,000万	162,805,500	0	0.00%	7,091,084	0

※上記は各契約応当日の前日時点の数値です。

※損金保険料および資産計上額は、法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2に則り、算出した数値です。

参考 税務のお取扱いについて(定期保険および第三分野保険)

P4の注意事項を必ずご確認ください。

【ご契約形態】ご契約者：法人 被保険者：役員 保険金受取人：法人

●お申込みされるご契約ごとの最高解約返戻率に応じて、経理処理の方法は以下のように異なります。

最高解約返戻率が50%超の場合、ご契約日から一定期間、イメージ図に記載の割合に応じて、保険料の一部を前払保険料として資産計上します。資産計上された前払保険料は、保険期間後半で按分して取崩します。(法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2)

※イメージ図

最高解約返戻率が50%以下の場合



最高解約返戻率が50%超70%以下の場合



最高解約返戻率が70%超85%以下の場合



最高解約返戻率が85%超の場合*



*資産計上期間は以下①～③のいずれかの期間となります。

① 契約日から最高解約返戻率となる最も遅い期間まで

② ①の期間経過後において「解約返戻金の増加分÷年換算保険料相当額」が7割超となる期間がある場合は、契約日からその期間の終わりまで

③ ①または②の期間が5年未満の場合は、5年間(保険期間が10年未満の場合は、保険期間の1/2期間)

また、資産計上額の取崩期間は、解約返戻金額が最も高い金額となる期間(上記③に該当する場合は③の期間)経過後から契約満了までとなります。

●保険金などを受け取った場合、それまで資産として計上された額を取崩し、その差額を雑収入(もしくは雑損失)として、益金(もしくは損金)に算入します。

●お取扱いについて

ご契約年齢	15歳～80歳	保険金額	50万円～9億円(単位：10万円)
保険期間／ 保険料払込期間	55歳～95歳満了(歳満了のみ)		

※保険金額、ご契約年齢により診査が必要です。

※上記お取扱いには、エヌエヌ生命所定の制限があります。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

エヌエヌ生命サービスセンター 0120-521-513

[受付時間] 9:00～17:00
(土・日・祝日および12/31～1/3を除く)

法人・個人事業主がご契約者となる場合のご注意事項

- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料では、参考として標準的な税務上の取扱いを記載しております。したがって、ご加入される法人・個人事業主によっては、記載した内容とは異なる経理処理が適用される場合がありますのでご注意ください。
- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料に記載されている税務上の取扱いについては、資料作成時に施行中の税制を参照し、その税制が将来にわたって適用されることと仮定して記載しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ご契約された保険商品について具体的に経理処理を行う場合は、税理士などの資格を持った専門家、または所轄税務署にご相談ください。エヌエヌ生命の募集人および社員に対して、税務に関するお問い合わせをいただいた場合には、ご説明時の税制に基づき、標準的な税務取扱いについてのみご説明いたします。
- ご検討・お申込みにあたっては「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参考のうえ、税務のお取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。

ご検討・お申込みに際しましては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

商品パンフレットに記載の内容は、資料作成時のものです。

この商品はエヌエヌ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません。今回の保険募集業務が、お客さまと銀行などの他の取引きに対し影響が及ぶことはありません。

〈引受保険会社〉

〈募集代理店〉

エヌエヌ生命保険株式会社

〒150-6144 東京都渋谷区渋谷2-24-12
渋谷スクランブルスクエア44F
TEL.03-6892-1986
[https://www.nnlife.co.jp](http://www.nnlife.co.jp)